

住民税非課税世帯等支援給付金 Q & A

1. 手続きに関すること

Q1 この給付金はどのような世帯を対象としていますか。

A1 令和5年6月1日（木）時点において一関市に住所がある以下のような世帯を対象としています。

(1) 令和5年度住民税非課税世帯

令和5年度の住民税の課税状況（令和4年1月～12月の所得から判定）について、世帯全員が非課税の世帯

(2) 家計急変世帯

予期せず家計が急変したことで令和5年1月以降の収入が減少し、世帯員全員の令和5年1月～12月の任意の連続する3か月間の収入が住民税非課税水準以下の世帯

Q2 給付金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。

A2 手続きの方法は、世帯の状況によって異なります。

(1) 令和5年度住民税非課税世帯

ア 世帯員全員が令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯

手続きに必要な書類【確認書（様式第1号）】を7月24日に発送しました。確認書が届いたら、支給を希望される方は、内容を確認し、同封の記入例を参考に必要事項を記入し、同封している返信用封筒で確認書を返送してください。

イ 世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯

- ・ 令和5年1月1日時点で住民登録をしていた市町村から「令和5年度住民税非課税証明書」（市町村により名称が異なる場合があります）を取り寄せて下さい。（令和5年1月2日以降に外国から転入した方は、入国日を確認するのでパスポートのコピーをご用意ください。）
- ・ 世帯主（申請者）の身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等）のコピーをご用意ください。（健康保険証のコピーの場合は、保険者番号、記号、番号欄を塗りつぶしてください。）

- ・ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーをご用意ください。
- ・ 「住民税非課税世帯等支援給付金申請書（様式第2号）」に必要事項を記入し、用意したコピーを添付して申請してください。

ウ 世帯の中に未申告者がいる世帯、または、修正申告等により世帯全員が非課税になった世帯

- ・ 世帯の中に未申告者がいる場合は、税情報を確定させる必要があります。市役所で申告する方は、「税情報の確認書」を記入して市民税課又は各支所市民福祉課の職員の確認をもらってください。

税務署で申告する方は、申告書のコピーを取ってください。

（税務署で申請した場合、税情報が市に届くまで1か月程度かかります。）

- ・ 申告、または修正申告により、世帯全員が非課税になったことを確認してください。以下、上記イの二つ目の・と同じ手順になります。

(2) 家計急変世帯

- ・ 世帯員全員のそれぞれの年間収入見込額（令和5年1月から12月までの任意の連続する3か月の収入×4倍）又は所得見込額が住民税均等割非課税水準相当額以下であることを確認してください。

扶養家族の数	なし	1人	2人	3人	4人		障がい者、未成年者、妊婦、ひとり親の場合
任意の3か月の収入額（円）	232,500	344,500	420,000	524,250	624,250	任意の3か月の収入額（円）	510,999
A：1年間の収入見込額	930,000	1,378,000	1,680,000	2,097,000	2,497,000	A：1年間の収入見込額	2,043,999
B：所得見込額	380,000	828,000	1,108,000	1,388,000	1,668,000	B：所得見込額	1,350,000

※Bの額を超えた場合は、左の一覧を参照

- ・ 3か月分の収入（及び経費）が分かる書類のコピーをご用意してください。
- ・ 世帯主（申請者）の身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等）のコピーをご用意ください。（健康保険証のコピーの場合は、保険者番号、記号、番号欄を塗りつぶしてください。）
- ・ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーをご用意ください。
- ・ 「住民税非課税世帯等支援給付金（家計急変世帯分）（様式第3号）」と「簡易な収入(所得)見込額の申立書（様式第3号別紙）」に必要事項を記入し、申請してください。

Q3 確認書や支給のお知らせはどこに送付されますか

A3 令和5年6月1日時点における、住民基本台帳上の住所に届きます。

Q4 確認書が届かないのですが、どうしてですか。

A4 確認書が届くのは、世帯員全員が令和5年度の市民税均等割非課税の世帯で、1月2日以降に転入者がいない世帯です。確認書が届かない理由としては、以下のことが考えられます。

(1) 世帯の中に令和5年度課税の方がいる。

本給付金の給付金の対象外です。

課税、非課税の情報については、本庁市民税課、支所市民福祉課の窓口で確認してください。（窓口に来庁の際は、本人確認書類を持参してください）

(2) 世帯の中に令和5年1月2日以降に転入してきた方がいる。

転入された方が令和5年1月1日に住民登録していた市町村から「令和5年度住民税非課税証明書」を取り寄せ、申請して下さい。申請の手順は、1-A2-(1)-イを参照してください。

(3) 世帯の中に未申告の方がいる。

未申告となっている方については申告し、世帯員全員が非課税であることを確定させてください。申請の手順は、1-A2-(1)-ウを参照してください。

Q5 1人暮らしで年金のみで生活しています。市外に住んでいる息子に扶養されており、前回までの給付金の対象になりませんでした。今回の給付金では「課税者の扶養であっても対象となる」となっていますが、申請しても良いのですか。

A5 今回は課税者の扶養となっても給付の対象となるので申請できます。

Q6 口座確認書類は必ず添付が必要ですか。

A6 確認書のA欄に記載されている口座に振り込む場合は、添付が不要です。確認書のA欄に口座が記載されていない方、A欄以外の口座への振り込みを希望する方、申請書による申請の方については、添付していただく必要があります。

Q7 口座への振込み時には、通帳にどのような文言で記載がされますか。

A7 通帳には「イチノセキシシエンキユウフキン」と記載されます。

Q8 オンラインでの申請は対応していますか。

A8 申し訳ありませんが対応しておりません。

Q9 婚姻等により、確認書にあらかじめ記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合、どうしたらよいですか。

A9 確認書の宛名氏名を二重線で消して変更後の氏名を朱書きし、確認書のA欄に記載されている口座を確認してください。

(1) A欄に口座情報の記載があり、口座名義の変更をしておらず、A欄の口座に入金する場合

裏面の記載は不要です。表面のみ記入して返送してください。

(2) (1)以外の場合

同封の記入例を参考に、表面と裏面の両方を記入し、返送してください。

Q10 申請書の書き方がわかりません。どこで教えてもらえますか。

A10 「一関市新型コロナ・物価高騰対策本部生活支援班（0191-21-8730）」にお問い合わせください。または、各支所市民福祉課で相談いただくことも可能です。

Q11 審査が終わると、一関市から何かお知らせが届きますか。

A11 審査の結果、支給となった場合には、給付金の振込後に給付決定通知を送付します。

Q12 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座での受け取りができない場合は、どうしたらよいですか。

A12 「一関市新型コロナ・物価高騰対策本部生活支援班（0191-21-8730）」にお問い合わせください。

Q13 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）や電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）を受給した世帯も、今回の緊急支援給付金を受給できますか。

A13 受給できます。

Q14 住民税非課税世帯であれば年金を受け取っていても、支給対象になりますか。

A14 支給対象となります。

Q15 施設等（老人ホーム等）に入所している者は給付対象となりますか。

Q15 住民税非課税世帯であれば、支給対象となります。

Q16 外国人も対象になりますか。

A16 Q1の支給要件を満たしている方であれば、対象となります。ただし、租税条約の申請を行っている方（住民税を外国に収める手続きを行っている方）は、給付の対象外です。

Q17 私は親元を離れて一人暮らしをしている大学生で、自身の収入はなく、税法上の親の扶養になっています。支給の対象になりますか。

A17 支給の対象となります。

Q19 夫が単身赴任で住民票を移動しているため、一関市の住民登録は、私（妻）と子供の2人世帯です。2人とも夫の扶養になっていますが、給付の対象になりますか。

A19 一関市に住所がある人（今回は妻と子の2人）が住民税非課税であれば、給付の対象となります。

Q20 配偶者からの暴力等（DV）を受けていて、住民票は異動させず避難しています。配偶者が給付金を受けていても、給付金は受給できますか。

A20 受給できます。

住民票を移さずに避難している場合や、DV被害者の扶養に入っている場合でも、A1の要件を満たせば、給付の対象となります。

申請の際は、以下の書類を提出してください。

- ・ 住民税非課税世帯等支援給付金申請書（様式第2号）
- ・ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書
- ・ DV等避難中であることを明らかにできる書類のコピー
- ・ 令和5年度住民税非課税証明書（市外から一関市に避難している方のみ）

Q21 給付金の振込まで何日かかりますか。

A21 市が受理した日から概ね1か月程度で給付金が振込まれます。

ただし、書類に不備がある場合、遅れる可能性があります。なお、個別の振込日に関する問合せには対応していません。

2. 制度に関すること

Q1 令和5年度の住民税非課税世帯とは、いつからいつまでの所得額で決まるのですか。

A1 令和4年1月1日から12月31日までの所得額によって決まります。

Q2 令和5年度住民税非課税世帯について、令和5年6月2日以降に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

A2 給付は6月1日時点で判定します。

Q3 前回までの給付金では、「住民税均等割が課税されている者に世帯員全員が扶養されている世帯は対象外」となっていますが、今回の給付金では給付の対象になりますか。

A3 今回の給付金は、課税者の扶養となっても給付の対象となります。

Q4 子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人5万円）の受給世帯ですが、住民税非課税世帯等への緊急支援給付金も受給できますか。

A4 受給できます。それぞれ支給要件を満たしていれば、どちらも受給することができます。ただし、手続きや問い合わせ先は異なりますのでご注意ください。

<住民税非課税世帯等への給付金についてのお問い合わせ先>

「一関市役所新型コロナ・価格高騰対策本部生活支援班」

☎ 0191-21-8730 平日8時30分～17時15分

<子育て世帯生活支援特別給付金についてのお問い合わせ>

「一関市健康こども部児童保育課」

☎ 0191-21-2172 平日8時30分～17時15分

Q5 収入がなかったため、住民税の申告はしていませんでした。給付金を受け取るためには、住民税の申告が必要ですか。

A5 必要です。申請の手順は、1-A2-(1)-ウを参照してください。なお、世帯の中に1月2日以降に転入した方がいる場合は、1月1日に住所があった市区町村から「令

和5年度住民税非課税証明書」を取得し、コピーを添付してください。

Q6 最近、一関市に転入してきました。住民税非課税世帯ですが、給付金を受給できますか。

A6 転入日により異なります。転入日毎の申請の手順は以下のとおりです。

(1) 令和5年1月1日以前に転入した世帯

給付の対象となる場合、一関市から確認書（様式第1号）が届きます。申請の手順は、1-A2-(1)-アを参照してください。

(2) 令和5年1月2日～令和5年6月1日に転入した世帯

申請書（様式第2号）で申請してください。申請の手順は、1-A2-(1)-イを参照してください。

(3) 令和5年6月2日以降に転入した世帯

給付の対象となりません。

Q11 最近、一関市から転出しました。住民税非課税世帯ですが、給付金を受給できますか。

A11 転出日により異なります。転出日毎の取り扱いは以下のとおりです。

(1) 令和5年6月2日以降に転出した世帯

ア 令和5年1月1日時点で一関市に住所があった世帯

一関市から確認書（様式第1号）が届きます。申請の手順は、1-A2-(1)-アを参照してください。なお、郵便局への転送申請を行っていない場合、到着が8月中旬以降となる場合があります。

イ 令和5年1月1日時点で一関市に住所がなかった世帯

申請書（様式第2号）で申請してください。申請の手順は、1-A2-(1)-イを参照してください。

(2) 令和5年6月1日以前に転出した世帯

一関市の給付金の対象外です。現在お住いの市区町村にお問い合わせください。

Q12 令和5年5月31日以前にA市から一関市に転入しました。A市から住民税非課税世帯への給付を受けた場合、一関市からも給付金を受給することはできますか。

A12 給付金を受給することはできます。一関市の住民税非課税世帯等支援給付金事業は、他市区町村で実施する低所得世帯への1世帯あたり3万円相当の給付金支給事

業とは別事業となりますので、給付を受けることができます。（5万円給付、10万円給付ではできませんでした。）

3. 家計急変世帯に関すること

Q1 家計急変世帯の申請者が選定する任意の連続する3か月とは、どの月を選定してもよいですか。

A1 任意の月でかまいません。

Q2 1年間のうち、収入月が特定月に生じる業種の場合でも、家計急変世帯の支給対象となりますか。

A2 予期せず家計が急変し収入が減少した場合以外は、支給対象にはなりません。例えば事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や、農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、支給要件を満たしません。

Q3 定年退職により収入（所得）が減少し、非課税水準となる場合、家計急変世帯として申請できますか。

A3 申請できません。

Q4 家計急変世帯として申請しましたが、非課税相当額とならずに不給付となりました。その後さらに家計が悪化した場合、再申請を行うことは可能ですか。

A4 可能です。

Q5 家計急変世帯として申請する際に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらうことができません。どうしたらよいですか。

A5 預金通帳の写しなどの収入がわかるものをご提出ください。